

●今月の経営チェックポイント

□ 9月分（10月給与より徴収）から厚生年金保険の保険料が改定されます。

一般の被保険者の方 現行 17.474% → 17.828%

* 被保険者負担率は 8.914% です。

□ 秋の全国交通安全運動（9月21日（月）～9月30日（水）の10日間です。

交通取締りが強化されますので、充分お気をつけ下さい。

□ 9月、10月決算法人の方は賞与等決算の対策の準備をして下さい。

□ 9月21日（月）は敬老の日、22日（火）は国民の休日、23日（水）は秋分の日です。

●着眼点

「夏の疲れ」にご用心

税理士 田中彰

猛暑は過ぎ、朝夕は凌ぎ易い季節になりました。夜半の虫の音には秋の気配も感じられます。今年の夏は本当に暑かったです。私の住んでいる京都市では、気温が39度を超える日もありました。クーラーで身体を冷やしたり、冷たい飲み物で胃腸を弱めたり「夏の疲れ」が溜まってくる時期ですので、体調管理に充分ご留意いただきたいと思います。

さて、私にとっては慌ただしい夏でもありました。8月は、痔瘻の手術入院に始まり（入院中が外は一番暑い時で涼しい病院内は快適でした）、お盆の法事や墓参り、また神戸や姫路の知人宅への訪問やお盆以外の日曜日にはテニスなどとプライベートも忙しく過ごしました。仕事については経営革新認定支援機関としての経営計画の策定や税務調査の対応などローテーション以外のことに追われました。

その中で印象的な事を紹介させていただきますと、神戸の知人は大学時代の友人なのですが神戸三宮駅近くの高層マンションの51階に移り住んだので、拝見に伺いました。部屋のベランダからは眼下に神戸港やポートアイランド、淡路島や阿倍野ハルカスも見渡せる京都では見られない絶景でした。高速エレベーターでは51階までも早いですが、階段では片道30分かかるとのこと。阪神大震災で壊れた神戸の町はすっかり復興し、高層マンションが立ち並ぶ姿を見て感慨もひとしおでした。

最後に税務調査について少し触れておきます。7月は税務署の人事異動があり通常調査はありませんが、8月から始まり11月くらいまでがピークだと思います。12月から3月は年末調整や確定申告の時期で調査はあまり無いでしょう。その後の4月から6月は調査期間と言えます。当所が税務代理をさせていただいているお客様は、税務署から当所に連絡があると思いますが、もし税務署員が事業所に突然現れたり、税務署から電話が入った場合は直ぐに私どもにご連絡下さい。

● キャッシュフローについて その2

7月号に掲載したキャッシュフローについての第2弾です。

キャッシュフロー計算書には「営業活動」、「投資活動」、「財務活動」の3つの区分があります。この中でも営業活動によるキャッシュフローが、本業でどれだけキャッシュを生み出しているかを表示している重要な区分となっています。この部分がマイナスですと本業による資金繰りが厳しい状況にあると言えます。そして本業で稼いだキャッシュは借入金の返済原資に充てられますので、稼いだ分を超えないような返済計画が必要となってきます。返済額が膨らみすぎると、本業では儲かっている筈なのに資金繰りが大変、といったこととなります。まずは本業のキャッシュフロー、次に返済額とのバランスに注意を向けてみてください。

(文責 井後 史朗)

● 食料備蓄について

災害時のための非常食は、しまい込んであると、いざというときに賞味期限が切れていた、ということになりかねません。

そこで最近注目されているのが、普段の生活の中で食べながら補充していく「ローリングストック（回転備蓄）」という考え方で、月1日「非常食の日」を決めて食べ、その分を買い足していくと一年で備蓄が入れ替わるそうです。賞味期限が1年ぐらいの保存食品で済むので、選択の幅が広がります。どれが美味しいか、家族で話し合うのも良いかもしれません。

食べ慣れたもので災害に備えることで、万が一のときにもあわてない暮らしを目指したいですね。

(文責 数馬 由美)

● 軽自動車税のグリーン化特例の創設

平成26年4月1日から排出ガス、燃費性能に優れた自動車に対して自動車税を軽減する「自動車税のグリーン化特例」が設けられました。平成27年度の税制改正においては平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に取得する軽自動車についても軽自動車税を軽減する「軽自動車税のグリーン化特例」が創設されました。電気、燃料電池、天然ガス自動車は概ね75%軽減、ガソリン車（ハイブリッド車を含む）は平成17年排ガス規制75%低減性能で燃費が平成32年度燃費基準+20%（軽貨物車は平成27年度燃費基準+35%）達成車は概ね50%、平成32年度燃費基準（軽貨物車は平成27年度燃費基準+15%）達成車は概ね25%軽減されます。

また、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車は平成28年度分以後概ね20%の重課となります。

(文責 田中 恵子)